

# 3-1. 地区計画変更(案)について

## 【野路東部地区】

赤字: 変更箇所

地区の名称	駅前地区	駅周辺地区
地区の面積	約5.5ha	約10.5ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、この地区計画の決定の際現に存する下記の建築物の敷地については、この限りではない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律201号)別表第二(に)項第二号、五号および六号に掲げる建築物</p> <p>(2) 同表(へ)項第五号に掲げる建築物</p> <p>(3) 同表(ちり)項第四三号に掲げる建築物</p> <p>(4) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第四六項各号に規定する「風俗関連営業」「店舗型性風俗特殊営業」の用途に供するための建築物</p> <p>(5) 地上1階部分の全部または一部を住宅の用途に供するもの</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、この地区計画の決定の際現に存する下記の建築物の敷地については、この限りではない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(に)項第六号に掲げる建築物</p> <p>(2) 同表(へ)項第五号に掲げる建築物</p> <p>(3) 同表(ちり)項第四三号に掲げる建築物</p> <p>(4) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第四六項各号に規定する「風俗関連営業」「店舗型性風俗特殊営業」の用途に供するための建築物</p>

# 3-2. 地区計画変更(案)について

## 【木川地区】

近隣商業地域

赤字: 変更箇所

地区の名称	A地区	B地区	C地区
地区の面積	約6.8ha	約1.5ha	約8.9ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(に)項第二号、五号および六号に掲げる建築物</p> <p>(2) 同表(へ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>(2)(3) 同表(へ)項第五号に掲げる建築物</p> <p>(4) ダンスホール</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(に)項第五号および六号に掲げる建築物</p> <p>(2) 同表(へ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>(2)(3) 同表(へ)項第五号に掲げる建築物</p> <p>(3)(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第四項各号および第五項各号に規定する「接待飲食等営業」および「性風俗関連特殊営業」の用途に供するための建築物</p> <p>(5) ダンスホール</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(に)項第二号、五号および六号に掲げる建築物</p> <p>(2) 同表(へ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>(2)(3) 同表(へ)項第五号に掲げる建築物</p> <p>(4) ダンスホール</p>

# 3-3. 地区計画変更(案)について

## 【追分丸尾地区】

赤字: 変更箇所

地区の名称	幹線沿道B地区	名神沿道地区
地区の面積	約1.4ha	約0.1ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(い)項第五号に掲げるもの</p> <p>(2) 同表(ほ)項第二号に掲げるもの</p> <p>(3) 同表(ほ)項第三号に掲げるもの</p> <p>(4) 同表(ぬる)項各号に掲げるもの。</p> <p>ただし、同表(ぬる)項第一号第二十五項、第二十七項および第二十八項に掲げる事業を営むものは除く。</p> <p>(5) 畜舎</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(い)項第五号に掲げるもの</p> <p>(2) 同表(ほ)項第二号に掲げるもの</p> <p>(3) 同表(ほ)項第三号に掲げるもの</p> <p>(4) 同表(へ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>(4) (5) 同表(ちり)項第三二号に掲げるもの</p> <p>(5) (6) 同表(ゆぬ)項第三号および第四号に掲げるもの</p> <p>(6) (7) 畜舎</p>

3・4スライド参照

# 3-4. 地区計画変更(案)について

## 【追分丸尾地区】

### 参考-1

赤字: 変更箇所

名神沿道地区	
次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。	
地区整備計画内容	用途の説明
(1) 建築基準法別表第二(い)項第五号に掲げるもの	神社・寺院・教会その他これらに類するもの
(2) 同表(ほ)項第二号に掲げるもの	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
(3) 同表(ほ)項第三号に掲げるもの	カラオケボックスその他これに類するもの
(4) 同表(へ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの	ナイトクラブ
(4) (5) 同表(ちり)項第三号に掲げるもの	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
(5) (6) 同表(ゆぬ)項第三号および第四号に掲げるもの	危険性・環境悪化のおそれがやや多い工場、または量がやや多い火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理施設
(6) (7) 畜舎	畜舎

(4)を新設する

(3)に含まれるため明記しない

# 3-5. 地区計画変更(案)について

## 【野路国道沿道地区】

赤字: 変更箇所

建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(イ)項第三号に掲げる建築物(ただし、1階部分に店舗、事務所等の業務系施設を設ける場合は除く)</p> <p>(2) 建築基準法別表第二(ニ)項第二号、第五号および第六号に掲げる建築物</p> <p>(3) 同表(ヘ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p><del>(3)</del> (4) 建築基準法別表第二(ヘ)項第五号に掲げる建築物</p> <p><del>(4)</del> (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第一項に規定する「風俗営業」および同条第五項に規定する「性風俗関連特殊営業」の用途に供するもの</p> <p>(6) ダンスホール</p>
------------	--

# 3-6. 地区計画変更(案)について

## 【野路西部地区】

赤字: 変更箇所

地区の名称	A地区	B地区	E地区
地区の面積	約5.3ha	約1.1ha	約3.3ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(に)項第五号に掲げるもの</p> <p><b>(2) 同表(へ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</b></p> <p><del>(2)</del><b>(3)</b> 同表(へ)項第五号に掲げるもの</p> <p><del>(3)</del><b>(4)</b> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第一項に規定する「風俗営業」および同条第五項に規定する「性風俗関連特殊営業」の用途に供するもの</p> <p><del>(4)</del><b>(5)</b> 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p><del>(5)</del><b>(6)</b> 畜舎</p> <p><del>(6)</del><b>(7)</b> 自動車修理工場</p> <p><b>(8) ダンスホール</b></p> <p><del>(7)</del><b>(9)</b> 建築物の地上1階部分を住宅の用途に供するもの。ただし、上階の住宅への出入口、階段、エレベーターに供する部分、管理人室等その他これらに類するものおよび駐輪場、自動車車庫を一部に充てる場合を除く。</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(に)項第五号に掲げるもの</p> <p><b>(2) 同表(へ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</b></p> <p><del>(2)</del><b>(3)</b> 同表(へ)項第五号に掲げるもの</p> <p><del>(3)</del><b>(4)</b> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する「風俗営業」および同条第五項に規定する「性風俗関連特殊営業」の用途に供するもの</p> <p><del>(4)</del><b>(5)</b> 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p><del>(5)</del><b>(6)</b> 畜舎</p> <p><del>(6)</del><b>(7)</b> 自動車修理工場</p> <p><b>(8) ダンスホール</b></p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(に)項第五号に掲げるもの</p> <p>(2) 同表(ほ)項第二号および第三号に掲げるもの</p> <p>(3) 同表(へ)項第三号から第五号に掲げるもの</p> <p>(4) 同表(と)項第三号および第四号に掲げるもの。ただし、同表(と)項第三号(三)および(十一)に掲げる事業を営むものは除く。</p> <p>(5) 同表(ちり)項第三二号に掲げるもの</p> <p>(6) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの。ただし、作業場の床面積の合計が400㎡以下の自動車修理工場を除く。</p> <p>(7) 畜舎</p>

# 3-7. 地区計画変更(案)について

## 【野路西部地区】

### 参考-3

準住居地域で営むことができる特殊の方法による事業

【建築基準法施行令 第一百三十条の八の二三】

法別表第二(と)項第三号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、同号(十一)に掲げる事業のうち、国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定する空気圧縮機で原動機の出力の合計が7.5kw以下のものを使用する事業とする。

# 3-8. 地区計画変更(案)について

## 【草津駅西地区】

赤字: 変更箇所

地区の名称	B地区	C地区
地区の面積	約2.1ha	約1.6ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、この地区計画の決定の際に存する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(に)項第二号、第五号および第六号に掲げる建築物</p> <p>(2) 同表(へ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>(2)(3) 同表(へ)項第五号に掲げる建築物</p> <p>(3)(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第四項および第五項に規定する「接待飲食等営業」および「性風俗関連特殊営業」の用途に供するための建築物</p> <p>(5) ダンスホール</p> <p>(4)(6) 都市計画道路草津駅上笠線に面する建築物の地上1階部分の全部を住宅の用途に供するもの。ただし、上階の住宅への出入口、階段、エレベーターに供する部分、管理人室等その他これらに類するものおよび駐車場、自動車車庫を一部に充てる場合を除く。</p>	

# 3-9. 地区計画変更(案)について

## 【若草地区】

赤字: 変更箇所

地区の名称	商業施設地区
地区の面積	約1.0ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)項第三号に掲げるもの (2) 同表(ヘ)項第三号に掲げるナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの (2)(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第二条第一項に規定する「風俗営業」および同条第五項に規定する「性風俗関連特殊営業」の用途に供するもの (4) ダンスホール

## 4. 今後のスケジュール

